

自立支援協議会(移動支援部会)と行政(障がい福祉課)の役割

移動支援部会

※移動支援が果たす役割を広く議論

○地域性を踏まえた移動支援

・利用目的や移動手段(公共交通, 車両, 徒歩)を踏まえ, 新潟市における移動支援事業のあり方を検討

○就学における移動支援

・スクールバスの運行, 就学奨励費の活用などを踏まえ, 教育側で対応できる部分と, 福祉側で対応する部分の検討
・教育側で対応すべき部分は申し入れる
・福祉側で対応すべき部分は移動支援事業での通学の方法(共同で利用するなど)の検討

○社会資源の開発

・ヘルパーを確保するための方策(研修のあり方など)
・移動支援が日中一時支援の代替サービスとなっている状況があることから, 移動支援が果たすべき役割を検討する。(関連するサービスの開発も含む)

報告・提言

障がい福祉課

※具体的な政策を立案

○ヘルパー要件

○ヘルパー研修

○通学, 通所への利用

○報酬のあり方

○利用者負担のあり方

○事業メニュー

移動支援部会について

1. 構成メンバー

- 部会長……相談支援事業者
- メンバー……相談支援事業者, 移動支援事業者, 行政
(必要に応じて教育関係者, 利用者等から意見聴取)

2. 運営方法

- ・会議の開催, 運営は, 部会長の責任により行う。
- ・事務局は部会長の属する相談支援事業者が行う。
- ・会議は概ね1~2月に1回程度。(会議室は市役所を想定)
- ・一定の議論を終えたら, 報告書又は中間取りまとめ等を協議会及び行政に報告する。

3. 議 題

- ・新潟市の地域性を踏まえた移動支援のあり方を広く議論する。